

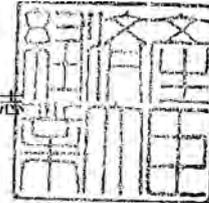
厚生労働省発医政0306第4号
20200304商第7号
令和2年3月6日

消費者委員会
委員長 山本 隆司 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



経済産業大臣 梶山 弘志



国民生活安定緊急措置法施行令の一部改正について（諮問）

国民生活安定緊急措置法施行令（昭和49年政令第4号）の改正について、
下記事項に関し御審議いただきたく、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第27条第1項の規定に基づき諮問します。

記

国民生活安定緊急措置法第26条第1項及び第37条の規定に基づき、国民
生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令を制定することについて



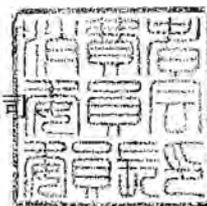


府消委第45号
令和2年3月9日

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

消費者委員会
委員長 山本 隆司



答 申 書

令和2年3月6日付け厚生労働省発医政0306第4号、20200304商第7号をもって当委員会に諮問のあった下記事項については、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

記

国民生活安定緊急措置法第26条第1項及び第37条の規定に基づき、国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令を制定することについて

以上

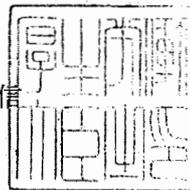
課 酒 1 - 1 8
厚生労働省発医政0520第1号
20200515製第8号
令和2年5月20日

消費者委員会
委員長 山本 隆司 殿

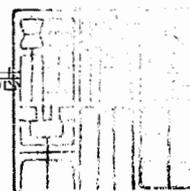
財務大臣 麻生 太郎



厚生労働大臣 加藤 勝信



経済産業大臣 梶山 弘志



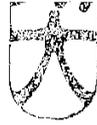
国民生活安定緊急措置法施行令の一部改正について（諮問）

国民生活安定緊急措置法施行令（昭和49年政令第4号）の改正について、下記事項に関し御審議いただきたく、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第27条第1項の規定に基づき諮問します。



記

国民生活安定緊急措置法第26条第1項及び第31条の規定に基づき、国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令を制定することについて



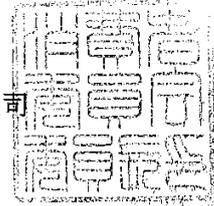
府消委第90号
令和2年5月21日

財務大臣 麻生 太郎 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

消費者委員会
委員長 山本 隆司



答 申 書

令和2年5月20日付け課酒1-18、厚生労働省発医政0520第1号、20200515製第8号をもって当委員会に諮問のあった下記事項については、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

記

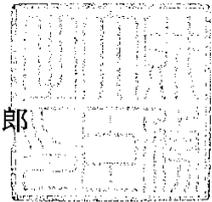
国民生活安定緊急措置法第26条第1項及び第31条の規定に基づき、国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令を制定することについて

以上

課 酒 1 - 5 0
厚生労働省発医政0820第1号
20200806商 第9号
令和 2 年 8 月 20 日

消費者委員会
委員長 山本 隆司 殿

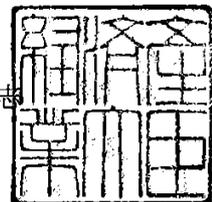
財 務 大 臣 麻 生 太 郎



厚生労働大臣 加藤 勝信

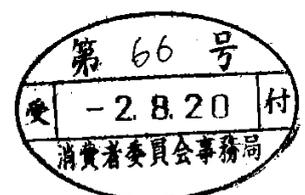


経済産業大臣 梶山 弘志



国民生活安定緊急措置法施行令の一部改正について（諮問）

国民生活安定緊急措置法施行令（昭和49年政令第4号）の改正について、下記事項に関し御審議いただきたく、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第27条第1項の規定に基づき諮問します。



記

国民生活安定緊急措置法第26条第1項、第31条及び第37条の規定に基づき、国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令を制定することについて



府消委第143号
令和2年8月20日

財務大臣 麻生 太郎 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

消費者委員会
委員長 山本 隆司



答 申 書

令和2年8月20日付け課酒1-50、厚生労働省発医政0820第1号、20200806商第9号をもって当委員会に諮問のあった下記事項については、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）の趣旨に鑑み妥当であり、その旨答申する。

記

国民生活安定緊急措置法第26条第1項、第31条及び第37条の規定に基づき、国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令を制定することについて

以上



資料 2-2-6

消 食 表 第 3 号
令 和 2 年 1 月 1 6 日

消 費 者 委 員 会
委 員 長 山 本 隆 司 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



諮 問 書

下記について、食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第6項の規定により準用することとされた同条第2項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。

記

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）を別添のとおり一部改正することについて

別添の改正案は、消費者委員会ホームページに掲載



1. 食品表示基準の改正概要について（1）

第58回食品表示部会（R2.1.23）
資料1-1より抜粋

食品表示基準（以下「基準」という。）の一部改正が必要な事項は、以下のとおり。
指定成分等含有食品表示、生水牛乳表示、農産物漬物の内容量表示、精米年月日表示、栄養強調表示

○指定成分等含有食品表示

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）による改正後の食品衛生法（昭和22年法律233号。以下「改正食品衛生法」という。）第8条を踏まえ、特別の注意を必要とする成分等を含む食品（以下「指定成分等含有食品」という。）について、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会を確保し、必要な情報を消費者に提供する上で指定成分等に係る表示が必要であるため、基準の一部を改正。

【改正対象条項】

第3条第2項の表、第5条第1項の表、第10条第1項、第11条第1項の表、第15条、別表第20、別表第23

○生水牛乳表示

乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号）の改正により、乳の範囲に生水牛乳が追加されることから、基準の一部を改正。

【改正対象条項】

第3条第1項の表、第20条の表、第25条の表、第29条、別表第24、別表第25

食品表示基準の改正概要について（2）

○農産物漬物の内容量表示

計量法（平成4年法律第51号）における農産物漬物の計量方法について、商品の実態を反映した見直しが行われたことを踏まえ、基準の一部を改正。

【改正対象条項】
別表第4

○精米年月日表示

農産物の物流合理化勉強会・米分科会（農林水産省開催）における、古い「精米年月日」表示の商品が売れ残ること等により生じる物流・販売上の問題や食品ロスの問題に対応するための「精米年月日」表示の見直しの議論を踏まえ、農林水産省から改正の要望があったことから、基準の一部を改正。

【改正対象条項】
別表第3、別表第24、別記様式4

○栄養強調表示

栄養成分又は熱量に係る低い旨の表示は基準値「未滿」である場合に行うことができるとしているが、流通の実態及び国際整合性の観点から基準値「以下」の場合にも行うことができるよう、基準の一部を改正。

【改正対象条項】
第7条の表

※その他、改正食品衛生法に伴う条すれなど所要の改正を行う。



指定成分等含有食品に関する基準の改正について（1）

今般、改正食品衛生法を踏まえ、厚生労働大臣が特別の注意を必要とする成分等を指定することから、**一般加工食品の横断的義務表示事項を定めた基準第3条第2項の表を改正し、指定成分等含有食品に関する規定を新設する。**

改正案 第3条第2項の表（横断的義務表示）に項を追加する（新設）。
第3条（略）

2 前項に定めるもののほか、食品関連事業者が一般用加工食品のうち次の表の上欄に掲げるものを販売する際（設備を設けて飲食させる場合を除く。）には、同表の中欄に掲げる表示事項が同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

指定成分等含有食品（食品衛生法第8条第1項に規定する指定成分等含有食品をいう。以下同じ。）

指定成分等含有食品である旨	食品関連事業者の連絡先	指定成分等について食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物である旨	体調に異変を感じた際は速やかに摂取を中止し医師に相談すべき旨及び食品関連業者に連絡すべき旨
「指定成分等含有食品（○○）」と表示する（○○は、指定成分等（食品衛生法第8条第1項に規定する指定成分等をいう。以下この項及び別表第20の指定成分等含有食品の項において同じ。）の名称とする。）。	食品関連事業者のうち表示内容に責任を有する者の電話番号を表示する。	「指定成分等とは、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物です。」と表示する。	「体調に異変を感じた際は、速やかに摂取を中止し、医師に相談してください。加えて、体調に異変を感じた旨を表示された連絡先に連絡してください。」と表示する。



指定成分等含有食品に関する基準の改正について（2）

指定成分等は、食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分等であるため、指定成分等を含む旨及び摂取をする上での注意事項は、他の表示事項より目立つ必要がある。このため、**様式、文字ポイント等表示の方式等の個別ルールを定めた基準別表第20**についても併せて改正を行う。

改正案 別表第20に項を追加する（新設）。

食品	指定成分等含有食品
様式	別記様式1の規定による。
表示の方法	第8条各号（第3号を除く。）の規定によるほか、指定成分等含有食品である旨及び指定成分等について食品衛生上の危害の発生を防止する見地から特別の注意を必要とする成分又は物は物である旨は、JIS Z 8305に定める14ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた文字で表示する。

上記の他、第5条第1項の表（義務表示の特例）、第10条第1項（義務表示）、第11条第1項の表（義務表示の特例）、第15条（義務表示）、別表第23に「指定成分等含有食品」の文言を追記し改正する。



乳及び乳製品に関する基準の改正について

今般、改正食品衛生法（平成30年法律第46号）を踏まえ、乳の範囲に生水牛乳を含めるべく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令の改正を予定していることから、**一般加工食品の横断的義務表示事項を定めた基準第3条第1項の表**を改正し、同様に乳の範囲に生水牛乳を含める。

改正案 第3条第1項の表（横断的義務表示）に追記する。

	名称
現行	<ol style="list-style-type: none"> 1 その内容を表す一般的な名称を表示する。ただし、乳（生乳、生山羊乳及び生めん羊乳を除く。以下同じ。）及び乳製品にあつてはこの限りでない。 2 (略)
改正案	<ol style="list-style-type: none"> 1 その内容を表す一般的な名称を表示する。ただし、乳（生乳、生山羊乳、生めん羊乳及び生水牛乳を除く。以下同じ。）及び乳製品にあつてはこの限りでない。 2 (略)

上記の他、第20条の表（義務表示の特例）、第25条の表（義務表示の特例）、第29条（義務表示）、別表第24、別表第25に「生水牛乳」の文言を追記し改正する。

【参照条文（基準）】

(定義)

第2条 (略)

2 (略)

3 前2項に定めるもののほか、この府令において使用する乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の用語は、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）において使用する用語の例による。



精米年月日表示に関する基準の改正について

農林水産省において行われた農産物の物流合理化に関する勉強会・米分科会の議論を踏まえた農林水産省の要請を検討した結果、基準別表第3及び第24の玄米及び精米の項を改正し、調製時期、精米時期及び輸入時期について、「年月日」表示に加えて「年月（上/中/下旬）」表示ができるように改める。

改正案 別表第3

食品		玄米及び精米	
用語	現行	調製年月日	精米年月日
	改正案	調製時期	精米時期 輸入時期
定義	現行	原料玄米を調製した年月日をいう。	原料玄米を精白した年月日をいう。
	改正案	原料玄米を調製した年月日又は年月日をいう。	原料玄米を精白した年月日又は年月日をいう。 玄米又は精米を輸入した年月日又は年月日をいう。

改正案 別表第24

食品		玄米及び精米	
表示事項	現行	調製年月日、精米年月日又は輸入年月日	
	改正案	調製時期、精米時期又は輸入時期	
表示の方法	現行	玄米にあつては調製年月日を、精米にあつては精米年月日を、輸入品であつて調製年月日又は精米年月日が明らかでないものにあつては輸入年月日を年月日の順で表示する。ただし、調製年月日、精米年月日又は輸入年月日の異なるものを混合したものにあっては最も古い調製年月日、精米年月日又は輸入年月日を表示する。	
	改正案	玄米にあつては調製時期を、精米にあつては精米時期を、輸入品であつて調製時期又は精米時期が明らかでないものにあつては輸入時期を年月日又は年月日の順で表示する。ただし、調製時期、精米時期又は輸入時期の異なるものを混合したものにあっては最も古い調製時期、精米時期又は輸入時期を表示する。	

6. 栄養強調表示の見直し

栄養強調表示に関する基準の改正について（1）



基準第7条は、栄養成分又は熱量に係る「低い旨」の表示は、別表第13において定める基準値「未満」である場合に行うことができるとしている。一方で、国際規格であるコーデックス「栄養及び健康強調表示の使用に関するガイドライン（CAC/GL23-1997）」では、「**基準値を超えない場合（not more than）に「低い旨」を表示できる**」としている。また、製造の現場では、「基準値」を上限値として品質管理を行っているところである。今般、国際整合性及び製造実態を鑑みて、基準においても、「基準値」で定める値であっても「低い旨」の表示ができるよう改正する。

改正案 第7条（任意表示）

食品関連事業者が一般用加工食品を販売する際に、次の表の上欄に掲げる表示事項…が当該一般用加工食品の容器包装に表示される場合には、同表の下欄に定める表示の方法に従い表示されなければならない。

栄養成分又は熱量の適切な摂取ができる旨	現行	<ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 低い旨の表示は、別表第13の第1欄に掲げる栄養成分又は熱量の量がそれぞれ同表の第3欄に定める基準値に満たない場合に行うことができる。 3・4 (略)
	改正案	<ol style="list-style-type: none"> 1 (略) 2 低い旨の表示は、別表第13の第1欄に掲げる栄養成分又は熱量の量がそれぞれ同表の第3欄に定める基準値以下である場合に行うことができる。 3・4 (略)



府消委第17号

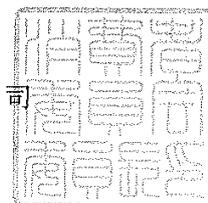
令和2年1月27日

内閣総理大臣

安倍晋三 殿

消費者委員会

委員長 山本 隆 司



答 申 書

令和2年1月16日付消食表第3号をもって諮問のあった、食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部改正について、下記のとおり答申します。

記

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）の一部改正について、諮問された改正案（別添）のとおりとすることが適当とする。

別添の改正案は、消費者委員会ホームページに掲載
<https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/>

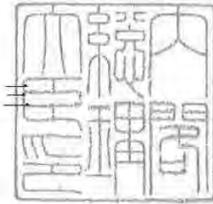


資料2-2-7

消 食 表 第 1 5 9 号
令 和 2 年 5 月 1 8 日

消 費 者 委 員 会
委 員 長 山 本 隆 司 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



諮 問 書

下記について、食品表示法（平成25年法律第70号）第4条第6項の規定により準用することとされた同条第2項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）を別添のとおり一部改正することについて

別添の改正案は、消費者委員会ホームページに掲載
<https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/>



1. 食品表示基準の改正概要について

食品表示基準（以下「基準」という。）の一部改正が必要な事項は、以下のとおり。

○ 添加物に関する表示

昨年度開催された食品添加物表示制度に関する検討会の報告を踏まえ、基準の一部を改正。

【改正対象条項】
第3条第1項の表、別表第6、別表第7

○ 原料ふぐの種類に関する表示

基準に掲げているふぐの種類に変更が生じたため、基準の一部を改正。

【改正対象条項】
別表第19、別表第24

○ 特色のある原材料等に関する表示

日本農林規格等に関する法律施行令の改正により、有機畜産物が新たに指定農林物資とされたことから、基準の一部を改正。

【改正対象条項】
第7条の表

※その他、所要の軽微な改正を行う。

（第5条の表、第10条、第11条、第15条、別表第4、別表第19及び別表第23）

添加物表示に関する基準の改正について（1）

食品添加物表示制度に関する検討会報告書を踏まえ、**一般加工食品の横断的義務表示事項を定めた基準第3条第1項の表、別表第6、別表第7**を改正し、「人工」及び「合成」の用語を削除する。

改正案 第3条第1項の表（横断的義務表示）

	添加物
現行	<p>1 次に掲げるものを除き、添加物に占める重量の割合の高いものから順に別表第6の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名及び同表の下欄に掲げる用途の表示を、それ以外の添加物を含む食品にあっては当該添加物の物質名を表示する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 1の規定にかかわらず、添加物の物質名の表示は、一般に広く使用されている名称を有する添加物にあっては、その名称をもって、別表第7の上欄に掲げるものとして使用される添加物を含む食品にあっては同表の下欄に掲げる表示をもって、これに代えることができる。</p> <p>4 1の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあってはそれぞれ当該各号に掲げる用途の表示を省略することができる。</p> <p>一 添加物を含む旨の表示中「色」の文字を含む場合 着色料又は合成着色料</p> <p>二 (略)</p>
改正案	<p>1～3 (略)</p> <p>4 1の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合にあってはそれぞれ当該各号に定める用途の表示を省略することができる。</p> <p>一 添加物を含む旨の表示中「色」の文字を含む場合 着色料</p> <p>二 (略)</p>

添加物表示に関する基準の改正について（２）

改正案 別表第 6（添加物の用途）

甘味料	現行	甘味料、人工甘味料又は合成甘味料
	改正案	甘味料
着色料	現行	着色料又は合成着色料
	改正案	着色料
保存料	現行	保存料又は合成保存料
	改正案	保存料
(略)		

改正案 別表第 7（添加物の物質名の代替となる語（一括名））

(略)		
香料	現行	香料又は合成香料
	改正案	香料
(略)		

3. 原料ふぐの種類に関する表示について

- 基準において、ふぐを原材料とするふぐ加工品及び生鮮ふぐ（※）については、原料ふぐの種類を表示を行うこととされている。 (※) ふぐの内臓を除去し、皮をはいだもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であって、生食用でないもの並びに切り身にしたふぐ、ふぐの精巢及びふぐの皮であって、生食用のもの
- 他方、有毒部位の除去等により人の健康を損なうおそれがないと認められるふぐの種類については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第6条2号に基づく通知（「ふぐの衛生確保について」（昭和58年環乳第59号厚生省環境衛生局長通知））により示されているが、今般、そのふぐの種類に変更が生じ、当該通知については令和2年5月1日に改正。
 （「しるあみふぐ」は、「もようふぐ」と同一種類（「もようふぐ」の幼魚）であることが判明したため、「もようふぐ」に統一）
- このため、基準別表第19及び別表第24についても原料ふぐの種類に係る改正を行う。

改正案 別表第19（一般加工食品の個別的表示事項）

食品	ふぐを原材料とするふぐ加工品	
表示事項	原料ふぐの種類	
表示の方法	現行	原料ふぐの種類を次に掲げる標準和名で表示するとともに、「標準和名」の文字を表示する。 一～二十 (略) 二十一 もようふぐ 二十二 しるあみふぐ 二十三～二十八 (略)
	改正案	原料ふぐの種類を次に掲げる標準和名（以下「標準和名」という。）で表示するとともに、「標準和名」の文字を表示する。 一～二十 (略) 二十一 もようふぐ (削除) 二十二～二十七 (略)

上記のほか、別表第24（一般用生鮮食品の個別的表示事項）についても同様の改正を行う。

4. 特色のある原材料等に関する表示について（1）

- 基準第7条では、任意表示として、有機農産物、有機畜産物、有機加工食品等の特色のある原材料等に関する表示事項を規定しており、現状、有機農産物及び有機加工食品については、日本農林規格等に関する法律施行令（昭和26年政令第291号。以下「JAS法施行令」という。）第17条で表示規制の対象として指定されていることを根拠として該当する告示を引用している。
- 具体的には、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）第63条は、名称の表示の適正化を図ることが特に必要であると認められる農林物資に対する表示規制について規定しており、現在、JAS法施行令第17条において、当該農林物資として指定されているのは、いわゆる有機農産物及び有機畜産物加工食品（以下「有機農産物等」という。）となっている。このため、有機農産物等については、JAS法に基づいてJASマークを付されていないければ、「有機」と表示できないこととされている。
- 今般、有機畜産食品に対する志向の高まり、東京オリンピック・パラリンピックの食材調達基準において有機食品が推奨されたこと等を背景に商品の流通量が増加していることから、いわゆる有機畜産物、有機畜産物加工食品及び有機農畜産物加工食品（以下「有機畜産物等」という。）についても、有機畜産物等と同様に表示の適正化を図ることが必要であることから、今年1月にJAS法施行令が改正され、有機畜産物等が当該表示規制の対象となった（施行日は同年7月16日）。
- このため、今回のJAS法施行令の改正に伴い、有機畜産物について該当する告示（有機畜産物の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1608号）を引用する基準の改正を行う。

特色のある原材料等に関する表示について（２）

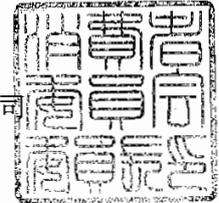
特色のある原材料等に関する事項	
現行	<p>1 特定の出産地のもの、有機農産物の日本農産物の日本農産物規格（平成17年農林水産省告示第1605号）第3条に規定するものをいう。））、有機畜産物、有機加工食品（有機加工食品の日本農産物規格（平成17年農林水産省告示第1606号）第3条に規定するものをいう。））その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合においては、第3条第2項の規定により原料原産地名を表示する場合（任意で原料原産地名を表示する場合を含む。）を除き、次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示する。ただし、その割合が百パーセントである場合は、割合の表示を省略することができる。</p> <p style="margin-left: 2em;">一・二（略）</p> <p style="margin-left: 2em;">2（略）</p>
改正案	<p>1 特定の出産地のもの、有機農産物（有機農産物の日本農産物規格（平成17年農林水産省告示第1605号）第3条に規定するものをいう。））、有機畜産物（有機畜産物の日本農産物規格（平成17年農林水産省告示第1608号）第3条に規定するものをいう。））、有機加工食品（有機加工食品の日本農産物規格（平成17年農林水産省告示第1606号）第3条に規定するものをいう。））その他の使用した原材料が特色のあるものである旨を表示する場合又は製品の名称が特色のある原材料を使用した旨を示すものである場合においては、第3条第2項の規定により原料原産地名を表示する場合（任意で原料原産地名を表示する場合を含む。）を除き、次の各号に掲げるいずれかの割合を当該表示に近接した箇所又は原材料名の次に括弧を付して表示する。ただし、その割合が百パーセントである場合は、割合の表示を省略することができる。</p> <p style="margin-left: 2em;">一・二（略）</p> <p style="margin-left: 2em;">2（略）</p>



府消委第99号
令和2年6月1日

内閣総理大臣
安倍晋三 殿

消費者委員会
委員長 山本隆司



答 申 書

令和2年5月18日付消食表第159号をもって諮問のあった、食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の一部改正について、下記のとおり答申します。

記

食品表示基準(平成27年内閣府令第10号)の一部改正について、諮問された改正案(別添)のとおりとすることが適当とする。

別添の改正案は、消費者委員会ホームページに掲載
<https://www.cao.go.jp/consumer/iinkaikouhyou/>